

小牧市病院事業処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年6月1日

小牧市病院事業管理者 谷 口 健 次

小牧市病院事業管理規程第1号

## 小牧市病院事業処務規程の一部を改正する規程

小牧市病院事業処務規程（平成24年小牧市病院事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の表契約事項の項中

「

入札の予定価格及び制限価格の決定	支出負担行為の決裁区分による。
------------------	-----------------

」

を

「

入札の予定価格及び制限価格の決定	支出負担行為の決裁区分による。ただし、支出負担行為の決裁区分が「病院事業管理者」又は「院長」の場合は、「事務局長等」とする。
------------------	--

」

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。